

伊水道の線と田倉崎から生石鼻を結ぶ線との水域に紀伊水道連合漁業調整委員会と、内海面に瀬戸内海・紀伊水道漁業調整事務局として、それぞれ設置して、両委員会協議して繁殖保護をなさしむることがきわめて適当であり、従つて調整事務局の名稱を瀬戸内海・紀伊水道漁業調整事務局として両委員会を所管せしむるの制度とすることが最も妥当であるとの結論に達した次第であります。事務局の所在地に関しましては、政府原案には神戸市に置くとあります。が、神戸市はもとより中央との連絡がきわめて利便の土地でありますし、しかも日本の貿易中心港であります。関係上、一応政府原案がよいようにも思われるのあります。しかしながら過去長年にわたる兵庫県あるいは徳島県あるいは和歌山県その他各県との漁業經營關係、海区の関係等の相應摩擦を來した過去の実情にかんがみますことが第一点。次は瀬戸内海は言うまでもなく、山口、広島、愛媛につながるあの関係から見ましても、この政府原案の神戸市に置くということは、これら広範囲にわたる漁業調整の建前から適当でないとの意見が出まして、いろいろ検討いたしました結果、むしろこうした広域にわたる漁業調整の立地條件は、岡山が最も至当であるうといふことに全員一致意見がまとまつた次第でございました。この点を特に加えて要望をいたしておきます。

同じうしておおりまして、海区ある
漁業操業の上にすこぶる複雑なところ
でありますと、私六月の候瀬戸内海、
四国、九州の調査班長として現地に参
りました際にも、有明海にも調整事務局
を置いてくれとの要望が強くあつた
のでござります。その点は当時御報告
申し上げてあるのでござりますが、こ
の瀬戸内海の事情と同様関係にある有
明海に対しても、当然漁業調整事務局
を設置すべきであるといふ私は考え方
を持つて、できることならばこれを法文
の上に明示されるよう、これまた希望
いたしておく次第であります。以上を
もつて私の報告を終ります。

この間も出張したよなわけあります。私の見ところをもつてすれば、瀬戸内海のあの海区だけは、やはり政府原案にあります日御崎の線に置くのが妥当ではないかといふうに考えておるのであります。明石の水産試験所の多年にわたる科学的調査の結果によりましても、あの紀伊水道は、内海の魚族繁殖の一つの根源地でありまして、あそこを別の海区にするということは思われません。先ほどの班長の御報告によりますと、紀伊水道は別の特別海区として、内海は内海はまた一つの海区として、瀬戸内海・紀伊水道海区漁業調整事務局といふものを設けてやられることが最も妥当なる方法であるといふうにお考えになつておられるようであります。私の考え方をもつていたしますと、やはりあそこは紀伊水道を含めて瀬戸内海の海区漁業調整事務局の中におきまして、事務局をどこへ置くとか、あるいは特に紀伊水道をどういうふうにやつて行くかといふことは、瀬戸内海連合海区調整委員会の民主的自主的な運営にまかせるべきであつて、別にここできめる必要はないと思います。とにかくいろいろな点から勘案いたしまして、私は内海の海区は日御崎の線に置くことが正しいのであります。先般の小委員の協議会にも出席いたさなかつた関係上、私の意見をつけ加えて申し上げておく次第であります。

のであります。その懇談会は、全国漁業者諸君の本案に対する要望意見を聽取いたのであります。現地懇談会を終りましてから、その際の開催地は一都一道二府、四十二県に及びまして、出席者の数は二千三百七十五名に上つたのであります。右の強調されました本案に対する要望意見を統計的に整理いたし、その資料を基礎として、漁業法案並びに同施行法案に関する小委員会の修正試案をつくりました次第であります。十月二十五日第五回国会が召集されまして、二十七日委員会が構成され、二十九日漁業法案並びに同施行法案に関する小委員会が設定されましたので、ただちにこの修正法案の審議を開始いたしますとともに、漁業法案並びに同施行法案に関する公聴会開催の諸手続きを行つたのであります。十一月十六日から十九日まで、四日間にわたつて右公聴会を開催し、漁業関係者及び学識経験者等の公述人並びに参考人の意見を聴取し、その意見を取り入れ、さらに修正案につき慎重審議を重ねた次第であります。その修正案の内容を御報告申し上げます。

漁業法の修正要点をかいつまんで申し上げますれば

一、一律に漁業権等を消滅させるることをやめまして、不在地主的な貸付けによる個人の漁業権、口、理由なき休漁による漁業権、ハ、不適格者の經營する漁業権、ニ、不当な集団による漁業権、ホ、慣行による専用漁業権及び入漁権（但し慣行専用漁業権中市町村等の有するものと除く）を整理の対象と

いては、その役員のうちに前二号に掲げる者があること。

四 前三号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上その申請に係る漁業の経営を支配するに至る虞があること。

2 共同漁業の免許について適格性を有する者は、地元地区（自然的条件その他漁業經營の実情からみて当該漁業の漁場がその地先水面であると認められる地区をいう。以下同じ。）の全部又は一部をそ

の地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて、左に掲げるものとする。

一 その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。）のうち地元地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業（農林大臣の定める漁業を除む者の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二 二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち地元地区内に住所を有し一年以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

（漁業調整委員会への諸問）

第十四條 第十條第一項の規定による定置漁業又は区画漁業の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、免許すべきかどうかについて、都道府県漁業調整委員会（北海道にあつては地区漁業調整委員会）の意見を聞かなければならぬ。

この場合において、二以上の定置漁業又は区画漁業の免許の申請が競合しているときは、当該漁業の免許に関する優先順位についても、意見を聞かなければならない。（優先順位を定めるについての勘案事項）

第十五條 二以上の定置漁業又は区画漁業の免許の申請が競合した場合において、当該漁業の免許に関する優先順位を定めるには、左に掲げる事項を勘案しなければならない。

一 免許の申請者とその申請に係る漁業との関係

二 その申請に係る漁業の經營に関する事項

三 地元地区内に住所を有する個人たる漁業者又は漁業従事者が、特に当該漁業の操業により從前の生業を奪われる個人たる漁業者又は漁業従事者を使用する程度

ものに経験がある者であるかどうか。

四 免許の申請者は、その申請に係る漁業の漁場の存する水面において経験がある者であるかどうか。

の総合利用に関する配慮の程度

前二項の規定において「経験」とは、免許の申請の日以前十年（この法律施行後農林大臣が指定する期日までの間は、昭和二十三年九月一日以前十年）の間において、中央漁業調整審議会への諸問）

（中央漁業調整審議会への諸問）

第十六條 第十條第二項の規定による共同漁業の免許があつたときは、農林大臣は、免許すべきかどうかについて、中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならない。

（中央漁業調整審議会への諸問）

第十七條 漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、定置漁業権又は区画漁業権があつては十年、共同漁業権にあつては二十年とする。（漁業権の存続期間）

第十八條 漁業権を分割し、又は変更しようとするときは、定置漁業権及び区画漁業権については都道府県知事に、共同漁業権については農林大臣に申請してその免許を受けなければならない。

（漁業権の分割又は変更）

第十九條 漁業権は、物権とみなされ、土地に関する規定を準用する。（漁業権の性質）

第二十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第二編第九章（質権）の規定

見を開き、第三十條から第三十四條までの規定による漁業権又は免許の取消事由がある場合を除いて、当該漁業権の存続期間の更新を免許しなければならない。

四 前二項の規定により更新する期間は、定置漁業権及び区画漁業権にあつては十年、共同漁業権にあつては二十年とする。但し、再び更新を免許することを妨げない。

五 都道府県知事又は農林大臣は、免許の際、それより都道府県漁業調整委員会（北海道にあつては地元地区の漁業調整委員会）又は中央漁業調整審議会の意見を聞き、漁業権の存続期間の更新を免許することを妨げない。

六 前二項の規定により更新する期間は、定置漁業権及び区画漁業権にあつては二十年とする。

七 関連する事項

八 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

九 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

第十条 第十條第一項の規定による共同漁業の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、免許すべきかどうかについて、都道府県漁業調整委員会（北海道にあつては地区漁業調整委員会）又は中央漁業調整審議会の意見を聞き、第三十條から第三十四條までの規定による漁業権又は免許の取消事由がある場合を除いて、当該漁業権の存続期間の更新を免許しなければならない。

十一 前二項の規定により更新する期間は、定置漁業権及び区画漁業権にあつては十年、共同漁業権にあつては二十年とする。

十二 関連する事項

十三 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

十四 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

十五 関連する事項

十六 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

十七 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

十八 関連する事項

十九 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

二十 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

二十一 関連する事項

二十二 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

二十三 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

二十四 関連する事項

二十五 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

二十六 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

二十七 関連する事項

二十八 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

二十九 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

三十 関連する事項

三十一 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

三十二 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

三十三 関連する事項

三十四 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

三十五 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

三十六 関連する事項

三十七 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

三十八 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

三十九 関連する事項

四十 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

四十一 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

四十二 関連する事項

四十三 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

四十四 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

四十五 関連する事項

四十六 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

四十七 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

四十八 関連する事項

四十九 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

五十 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

五十一 関連する事項

五十二 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

五十三 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

五十四 関連する事項

五十五 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

五十六 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

五十七 関連する事項

五十八 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

五十九 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

六十 関連する事項

六十一 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

六十二 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

六十三 関連する事項

六十四 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

六十五 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

六十六 関連する事項

六十七 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

六十八 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

六十九 関連する事項

七十 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

七十一 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

七十二 関連する事項

七十三 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

七十四 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

七十五 関連する事項

七十六 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

七十七 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

七十八 関連する事項

七十九 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

八十 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

八十一 関連する事項

八十二 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

八十三 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

八十四 関連する事項

八十五 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

八十六 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

八十七 関連する事項

八十八 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

八十九 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

九十 関連する事項

九十一 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

九十二 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

九十三 関連する事項

九十四 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

九十五 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

九十六 関連する事項

九十七 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

九十八 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

九十九 関連する事項

一百 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

一百零一 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

一百零二 関連する事項

一百零三 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

一百零四 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

一百零五 関連する事項

一百零六 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

一百零七 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

一百零八 関連する事項

一百零九 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

一百一零 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

一百一一 関連する事項

一百一二 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

一百一三 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

一百一四 関連する事項

一百一五 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

一百一六 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

一百一七 関連する事項

一百一八 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

一百一九 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

一百二十 関連する事項

一百二十一 免許の申請者は、その申請に係る漁業又はその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるかどうか。

一百二十二 免許の申請者は、沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のもの

（漁業権の存続期間）

一百二十三 関連する事項

一百二十四 免許の申請者は、その申請に係る漁業又は

は、中央漁業調整審議会に準用する。

(適格性の喪失等による漁業権の取消)

第三十一条 漁業権者が第十三條に規定する適格性を失い、又はこれを有しない者が漁業権者となつたとき、当該漁業の免許をした都道府県知事又は農林大臣は、その漁業権を取り消さなければならぬ。

2 第十三條に規定する適格性を有しない者が漁業権者となつた場合において、その漁業権取得の原因が相続であるときは、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をあらかじめその者に通知し、且つ、その者がその期間を超過した場合でなければ、前項の規定による取消をすることはできない。

3 第一項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事又は農林大臣は、それく、都道府県漁業調整委員会(北海道においては地区漁業調整委員会)又は中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならない。この場合において、第十六條第二項の規定は、中央漁業調整審議会に準用する。

4 漁業権者以外の者が実質上当該漁業権の内容たる漁業の經營を支配しており、且つ、その者には、第十二條第一項第三号(免許をしない場合)又は第十三條(免許についての適格性)の規定によれば当該漁業の免許をしないことが明らかであると認めて漁業調整委員会

又は中央漁業調整審議会が、それぞれ定置漁業権若しくは区画漁業権又は共同漁業権を取り消すべきことをそれく、都道府県知事又は農林大臣に申請したときは、都道府県知事又は農林大臣は、当該漁業権を取り消すことができる。

第三十二条 中央漁業調整審議会が定置漁業権又は区画漁業権について左の各号の一に該当せる不当な集中又は支配があると認めてその排除を農林大臣に申請したときは、農林大臣は、当該不当な集中又は支配があると認めたときは、定置漁業権又は区画漁業権については都道府県知事又は農林大臣は、当該漁業権を变更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができ。

2 第三十三条 水産資源の保護その他に必要な措置を講ずることのできる漁業調整上必要があると認めるとは、当該漁業の免許をした都道府県知事又は農林大臣は、当該漁業権を取り消すことができる。

第三十四条 水産資源の保護その他に必要な措置を講ずることのできる漁業調整上必要があると認めるとは、当該漁業の免許をした都道府県知事又は農林大臣は、当該漁業権を取り消すことができる。

2 第三十五条 漁業調整委員会は、その関係の水域内にある漁業権について、第三十條、第三十一條、第三十三條又は前條の規定により取消された他の処分をすべき相当の事由があると認めたときは、定置漁業権又は区画漁業権については都道府県知事に、共同漁業権については農林大臣にその旨を申告することができる。

2 第三十六条 定置漁業権又は区画漁業権を取り消したときは、都道府県漁業調整委員会(北海道においては地区漁業調整委員会)又は中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならぬ。この場合において、第十六條第二項の規定は、中央漁業調整審議会に準用する。

2 第三十七条 漁場に定着した工作物の買取の措置をすることができる。

2 第三十八条 入漁権は、物権とみなす。

2 第三十九条 入漁権の設定行為は、書面により左に掲げる事項を明らかにしなければならない。

2 第四十条 入漁料の定があるときはその期間

らない。この場合において、第十條第二項の規定は、中央漁業調整審議会に準用する。

(漁業権の取消その他の処分に関する漁業調整委員会)

第三十五条 漁業調整委員会は、その関係の水域内にある漁業権について、第三十條、第三十一條、第三十三條又は前條の規定により取消された他の処分をすべき相当の事由があると認めたときは、定置漁業権又は区画漁業権については都道府県知事に、共同漁業権については農林大臣にその旨を申告することができる。

2 第三十七条 漁場に定着した工作物の買取の措置をすることができる。

2 第三十八条 入漁権は、物権とみなす。

2 第三十九条 入漁権の設定行為は、書面により左に掲げる事項を明らかにしなければならない。

2 第四十条 入漁料の定があるときはその期間

務の弁済に充て、その残金は国庫に帰属する。

(競落を許す決定が確定したときは、漁業権の取消は、その効力を生じなかつたものとみなす。)

2 第三十七条 漁場に定着した工作物の買取の措置をすることができる。

2 第三十八条 入漁権は、物権とみなす。

2 第三十九条 入漁権の設定行為は、書面により左に掲げる事項を明らかにしなければならない。

2 第四十条 入漁料の定があるときはその期間

2 第三十九条 漁業権者が第十六條第二項の規定による指示を受けた者が、その期間内に指示された措置をしなかつたときは、農林大臣は、当該不当な集中又は支配があつたものとみなす。

2 第四十条 漁業権者が第二十九條の規定によるとするときは、都道府県知事又は農林大臣は、それく、都道府県漁業調整委員会(北海道においては地区漁業調整委員会)又は中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならぬ。この場合において、第十六條第二項の規定は、中央漁業調整審議会に準用する。

2 第四十一条 漁業権者が第二十九條の規定によるとするときは、都道府県知事又は農林大臣は、それく、都道府県漁業調整委員会(北海道においては地区漁業調整委員会)又は中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならぬ。この場合において、第十六條第二項の規定は、中央漁業調整審議会に準用する。

2 第四十二条 入漁権は、物権とみなす。

2 第四十三条 入漁権の設定行為は、書面により左に掲げる事項を明らかにしなければならない。

2 第四十四条 入漁料の定があるときはその期間

2 第四十五条 漁業権は、前項の期間内又は競売の手続完結の日まで、競売の目的の範囲内においては、なお存続するものとみなす。

2 第四十六条 競売による売得金は、競売の費

用及び第一項の権利者に対する債

五 漁業の方法について定がある

五 漁業の方法について定がある

ら
な
い。

- 一 申請者が第五十二条に規定する適格性を有する者でない場合
二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至る虞がある場合

三 漁業調整その他公益上必要が

(許可父は認可についての適格性)あると認める場合

第五十二條 指定漁業の許可又は起

業の認可について適格性を有する者は、左の略号のいずれにも該當

しない者とする。

一 漁業に関する法令の悪質な違
反者であること。

二 労働に関する法令の悪質な違

三　申請者が法人である場合この
反者であること。

三　日語者を海へと運ぶ場合においては、その役員のうちに前二

四 号に掲げる者があること。

四　諸河を走り、また本船が
第四十八條の規定により農林大

臣が定めた要件又は起業の認可

はおかり 嶺林ノ目が定められた條件をみたさないこと。

五 その申請に係る漁業を當むに至る資本と有りよ、一二二。

六 第一号から第三号までの規定

により適格性を有しない者が、

どんが名目によるのであって、も、実質上その申請に係る漁業

の經營を支配するに至る虞があ

(新規許可)

第五十三條 農林大臣は、毎年、第

四十七條第一項の定数と現に指定

てある数とを勘案し、当該指定漁業の現況を総合的に考察してあら

第一類第十号 水産委員会議録第十四号

昭和二十四年十一月二十五日

たに許可又は起業の認可(第五十五条)第一項の規定による許可及び第五十六条の規定による許可又は起業の認可を除く。)をすべき数を定め、その数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公告しなければならない。

前項の申請期間は、六箇月を下ることができない。

(中央漁業調整審議会への諮問)

五十四條 指定漁業の許可又は起業の認可の申請があつたときは、農林大臣は、許可又は認可すべきかどうかについて、中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならぬ。

中央漁業調整審議会は、前項の規定による意見を述べようとするときは、その申請に係る指定漁業の関係地区的都道府県漁業調整委員会(北海道につては地区漁業調整委員会を含む。)の意見を参考しやくしなければならない。

(優先順位を定めるについての勘案事項)

第五十五條 指定漁業の許可又は起業の認可をすべき数が第五十三条の規定により定めた数をこえるべき場合においては、第十四条後段(優先順位に関する諸問題)並びに第十五条第一項、第二項、第三項(第一号、第三号及び第五号を除く。)及び第四項(優先順位を定めるについての勘案事項)の規定を準用する。この場合において、第十五條第二項第三号は「許可是起業の認可の申請者は、当該漁業と同種の水産動物を目的とする漁業その他当該漁業と類似の漁業

に経験があるものであるかどうか。」と、同項第六号は「許可又は起業の認可の申請者は、現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者であるかどうか、もし、受けていなければその事

- その相続人が起業の認可を申請した場合。但し、相続人が二人以上ある場合にはその全員が切議して指定漁業を営むべき者を定め、その者が申請した場合に限る

したときは、これに対する許可若しくは起業の認可又は申請の却下があるまでの間は、被相続人又は合併によつて解散した法人に対してした許可又は起業の認可は、その者に対してもうしたものとみなす。

に経験があるものであるがどうか。」と、同項第六号は「許可又は起業の認可の申請者は、現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第五十二条各号の一に該当する場合を除き、指定漁業の許可又は起業の認可をしなければならない。

一 指定漁業の許可を受けた者が許可の期間の満了により更に許可を申請した場合

二 指定漁業の許可を受けた船舶による漁業を廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

三 指定漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため滅失又は沈没の日から六箇月以内に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

四 指定漁業の許可を受けた日からその許可を受けた船舶を相続によって取得し、譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他その船舶を使用する権利を取 得して当該漁業を営もうとする者が、その船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

五 指定漁業の起業の認可を受けた者が死亡した場合においては、その数」と読み替えるものとする。

その相続人が起業の認可を申請した場合。但し、相続人が二人以上ある場合にはその全員が協議して指定漁業を営むべき者を定め、その者が申請した場合に限る。

六 指定漁業の許可又は起業の認可を受けた法人が合併した場合において、合併後存続する法人又は合併によつて成立した法人又は合併又は起業の認可を申請した場合

(許可の有効期間)

第五十七條 指定漁業の許可の期間は、五年とする。但し、前條第四号又は第六号の規定によつて許可をした場合には、従前の許可の保存期間とする。

農林大臣は、漁業調整のため必要な限度において前項の期間より短い期間を定めることができる。

(許可の内容の変更)

第五十八條 指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が船舶総トン数若しくは機関の馬力を増加し、又は漁獲物、陸揚港、操業区域の他の命令で定める事項を変更しようとするときは、農林大臣の許可を受けなければならない。

(許可又は起業の認可の失効)

第五十九條 指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その許可又は起業の認可は、その効力を失う。但し、その相続人は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人が第五十六條第四号から第六号までの規定によつて指定漁業の許可又は起業の認可を申請

したときは、これに対する許可若しくは起業の認可又は申請の却下があるまでの間は、被相続人又は合併によつて解散した法人に対してもした許可又は起業の認可は、その者に對してしたものとみなす。

2 左の各号の一に該當する場合は、指定漁業の許可是、その效力を失う。

一 指定漁業の許可を受けた船舶について指定漁業を廃止したとき。

二 指定漁業の許可を受けた船舶が、滅失し、沈没し、解撤し、又は国籍を失つたとき。

三 指定漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失つたとき。

(準用規定)

第六十條 指定漁業の許可又は起業の認可については、第二十八條（漁業権の制限又は條件）、第三十九條（休業による漁業権の取消）、第三十一條第一項、第三項及び第四項（適格性の喪失等による漁業権の取消）、第三十二條（漁業権の不當集中等の排除）並びに第三十三條（公益上の必要その他の理由による漁業権の変更、取消又は行使の停止）の規定を準用する。この場合において、「都道府県知事又は農林大臣」とあるのは「農林大臣」と、「都道府県漁業調整委員会」（北海道にあつては地区漁業調整委員会又は中央漁業調整審議会）とあるのは「中央漁業調整審議会」と、第三十一條第

一項中「第十三條」とあるのは「第五十二条」と、同條第四項中「第二條第一項第三号（免許をしない場合）又は第十三條（免許についての適格性）」とあるのは「第五十二条（許可又は起業の認可をしない場合）又は第五十二条（許可についての適格性）」と読み替えるものとする。

（許可の定数の減少）

第六十一条 第四十七条第一項の定数を減少したため現に当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けている数が定数をこえるに至つたときは、農林大臣は、中央漁業調整審議会の意見を聞き、そのこえる数の許可又は起業の認可を取り消す事項を勘案しなければならぬ。

一 現にその者が受けている当該指定漁業の許可又は起業の認可の数及びこれと他の者が当該指定漁業について受けている許可又は起業の認可の数との比較

二 当該指定漁業とその者の生計

三 労働條件

四 経営状況

（都道府県知事の漁業の許可）

第六十二条 ます網類漁業、建網類漁業、出網類漁業、張網類漁業及びえりやな類漁業等であつて、第六条第三項第三号の命令で第三種定置漁業として定められないものは、命令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ

ば、営んではならない。

2 農林大臣は、水産資源の保護、漁業取締その他漁業調整上必要と認める場合には、中央漁業調整審議会の意見を聞き、命令で、定置漁業、区画漁業、第六條第五項第二号の命令で定める漁業、指定漁業及び前項に規定する漁業以外の漁業を指定して、関係都道府県知事の許可を受けなければ、これを営んではならないことを定めることがができる。

3 前項の省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。前項の罰則に規定することができない場合は、省令にあつては二年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘禁又は科料、規則にあつては六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留又は科料とする。

4 第六條第五項第二号の命令で定める漁業は、命令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けた場合には、営むことができる。前項の命令は、中央漁業調整審議会の意見を聞き、指定漁業に関する本章の規定に準じて定めなければならない。

5 第一項の省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁具及び同項第七号の水産動植物の没収並びに犯人が所持する規定を設けることができる。前項の規定を設けるときは、中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならぬ。

6 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、都道府県漁業調整委員会の意見を聞かなければならぬ。

7 第一項の規則は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 農林大臣は、前項の認可に関する処分をしようとするときは、中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならぬ。

（漁業調整に関する命令）

第六十三条 農林大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護、漁業取締その他漁業調整のため、左に掲げる事項に関して必要な省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止

二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止

三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四 漁業者の数又は資格に関する制限

五 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつに関する制限又は禁止

止

六 水産動植物の繁殖保護に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止

七 水産動植物の移植に関する制限又は禁止

2 前項の罰則には、必要な罰則を設けることができる。前項の罰則に規定することができない場合は、それより中央漁業調整審議会の意見を聞き、命令で、定置漁業を指定して、関係都道府県知事の許可を受けなければ、これを営んではならないことを定めることがができる。

3 前項の省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。前項の罰則に規定することができない場合は、それより中央漁業調整審議会の意見を聞き、指定漁業に関する本章の規定に準じて定めなければならない。

4 第一項の省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁具及び同項第七号の水産動植物の没収並びに犯人が所持する規定を設けることができる。前項の規定を設けるときは、中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならぬ。

5 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、都道府県漁業調整委員会の意見を聞かなければならぬ。

6 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、都道府県漁業調整委員会の意見を聞かなければならぬ。

7 第一項の規則は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 農林大臣は、前項の認可に関する処分をしようとするときは、中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならぬ。

（漁法の制限）

第六十五条 爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。ただし、海獣捕獲のためにする場合は、この限りでない。

6 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、都道府県漁業調整委員会の意見を聞かなければならぬ。

7 第一項の規則は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 農林大臣は、前項の認可に関する処分をしようとするときは、中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならぬ。

（漁業調整に関する指示）

第六十四条 農林大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護を図り、類の通路を害する虞があると認め

漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調査のため必要があると認めるとき

は、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業の所有者又は占有者に対して、

前項の指示をしようとするときは、それより中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならぬ。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の指示をしようとするときは、それより中央漁業調整審議会の意見を聞き、命令で、定置漁業を指定して、関係都道府県知事の許可を受けなければ、これを営んではならないことを定めることができる。

3 前項の省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。前項の罰則に規定することができない場合は、それより中央漁業調整審議会の意見を聞き、指定漁業に関する本章の規定に準じて定めなければならない。

4 工場その他の施設が水質を汚どくし、水産動植物の繁殖保護を害する行為を制限し、又は禁止することができる。

5 農林大臣又は都道府県知事は、その所有者又は占有者に対し、定期区域内における水質を汚どくする行為を制限し、又は禁止することができる。

6 政府は、第二項又は前項の規定による命令により、損失を受けた者に対し、その損失を補償することができる。

7 農林大臣又は都道府県知事は、公共の用に供しない水面で、公共の用に供する水面であつて、公共の用に供する水面又は第四條の水面に通ずるものに

は、命令をもつて第六十三条（漁業調整に関する命令）及び第六十五條（漁業の用に供しない水面）

6 前項の規定により補償すべき損失は、通常生ずべき損失とする。（漁業又は漁具の標識）

7 第六十九條 農林大臣又は都道府県知事は、漁業権者その他の漁業者に対し、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ずることができる。

8 第六十七条 前二條の規定に違反して採捕した水産動植物は、所持せ、又は死なせる有毒物を使用して水産動植物を採捕してはならない。

（公共の用に供しない水面）

第七十条 公共の用に供しない水面であつて、公共の用に供する水面又は第四條の水面に通ずるものに

は、命令をもつて第六十三条（漁業調整に関する命令）及び第六十五條から第六十八條まで（漁法の制

限並びに、河魚類の保護及び水質汚どくの防止)の規定並びにこれらに係る罰則を適用することができる。

(漁業監督公務員)

第七十一条 農林大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から、それぞれ漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の執行に関する事務をつかさどらせる。

第七十二条 漁業監督官及び漁業監督吏員の資格について必要な事項は、命令で定める。

3 漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要があると認めるときは、それ／＼農林大臣又は都道府県知事の許可を受けて、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他

の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

4 漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。

5 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長が、その者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名した者は、漁業に関する罪に関し、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の規定による司法警察員として職務を行う。

(水産資源の調査及び報告義務)
第七十二条 水産資源の保護その他漁業調整のため必要があるとき

は、農林大臣は、命令の定めるところにより、漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会、漁船の船長その他漁業関係者に対し、漁獲高、漁場の状況、魚体の大きさその他水産資源に関する事項を調査し、これを報告させることができる。

第五章 漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会

第一節 総則

(漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会)

第七十三条 漁業調整委員会は、地区漁業調整委員会、都道府県漁業調整委員会及び中央漁業調整委員会とする。

2 地区漁業調整委員会及び都道府県漁業調整委員会は、農林大臣及び都道府県知事の監督に、連合漁業調整委員会及び連合漁業調整委員会とす。

3 中央漁業調整審議会は、農林大臣の監督に属する。

(所掌事項)

第七十四条 漁業調整委員会は、この法律その他の法令により、その権限に属させた事項を処理するものとする。

5 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長が、その者の主たる勤務地を管轄する

事正と協議をして指名した者は、漁業に関する罪に関し、刑事訴訟

法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の規定による司法警察員として職務を行う。

(水産資源の調査及び報告義務)

第七十二条 水産資源の保護その他漁業調整のため必要があるとき

けるものを処理する。

2 地区漁業調整委員会は、前項に規定するものの外、都道府県漁業調整委員会の業務の執行を補佐する。

3 都道府県漁業調整委員会の所掌する事項については、地区漁業調整委員会及び地区漁業調整委員会は、これを所掌することができない。

4 連合漁業調整委員会の所掌する事項については、都道府県漁業調整委員会及び地区漁業調整委員会は、これを所掌することができない。

5 中央漁業調整審議会は、この法律その他の法令により、その権限に属させた事項を処理するものとする。

6 中央漁業調整審議会は、この法律の施行に関する重要事項を処理するものとする。

7 中央漁業調整審議会は、毎年そ

の所掌事項に関し、農林大臣及び内閣総理大臣を経由して、国会に對し報告しなければならない。

8 第三十五条第二項(漁業権の取消その他の処分に関する漁業調整委員会の申告)の規定は、第六項の場合において、関係行政庁につき準用する。

(調査意見具申権)

第七十五条 漁業調整委員会は、そ

の所掌に属する漁業に関する事項

を調査し、又は審議し、その調査

し又は審議した事項を関係都道府県知事、農林大臣又は中央漁業調整審議会に申告することができない。

第三十五条第二項(漁業権の取消規定するものの外、都道府県漁業調整委員会の業務の執行を補佐する。

2 地区漁業調整委員会は、前項に規定するものの中から、前号の場合に準用する。

3 都道府県漁業調整委員会は、その他の処分に関する漁業調整委員会の申告の規定は、前項の場合に準用する。

4 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 第七十九條の規定により選舉権を有する者が、同條の規定により被選舉権を有する者につき選舉した者七人

二 都道府県知事が、学識経験のある者の中から、前号の委員の選舉した者一人

三 都道府県知事が、公益を代表すると認められる者の中から第一号の委員の總員の同意を得て、選任した者一人

4 前項各号の委員の定数については、農林大臣及び中央漁業調整委員会に報告しなければならない。

5 前項各号の定数と異なる定数の申請があつたときは、中央漁業調整審議会の意見を聞いて、命令で、同項各号の定数と異なる定数を定めることができる。

6 専門の事項を調査審議させるため、都道府県漁業調整委員会に専門委員を置く。

7 専門委員は、学識経験のある者の中から、都道府県知事が選任する。

8 都道府県漁業調整委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

(構成)

第七十八条 都道府県漁業調整委員会は、第四項又は第五項の規定による定数の委員をもつて組織する。

2 都道府県漁業調整委員会に会長を置く。

3 会長は、委員が互選する。但し、委員が会長を互選することができない場合には、都道府県知事が第四項第二号及び第三号の委員の中からこれを選任する。

(選舉権及び被選舉権)

第七十九條 海(内水面を含む)に定する市町村及び都道府県知事の指定する市町村の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業從事者であつて、一年に九十日以上、漁業を営み、又はこれに從事するものは、都道府県漁業調整委員会の委員の選舉権及び被選舉権を有する。

2 前項の指定は、海(内水面を含む)に沿わない市町村であつて、漁業者又は漁業従業者が相当数の区域内に住所又は事業場を有している等特別の事由がある場合に、農林大臣の認可を受けてこれをする。

3 都道府県知事は、当該都道府県の特殊な事情により、当該都道府県漁業調整委員会の意見を聞いて、特定の漁業につき第一項の漁業者又は漁業従業者の範囲を拡張し、又は限定することができる。

4 都道府県漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であつて、その委員又は役員に就任する際前三項の規定による都道府県漁業調整委員会の選舉権及び被選舉権を有していた者は、在任中行われる選舉又は退任後最初に行われる選舉について、前三項の規定により選舉権及び被選舉権を有しない場合であつても、選舉権及び被選舉権を有するものとみなす。

5 都道府県知事は、第一項の指定をした場合又は第三項の規定により第一項の漁業者若しくは漁業従事者の範囲を拡張し、若しくは限定した場合にはその旨を公示しなければならない。

第六十條 左の各号の一に該当する者は、選舉権及び被選舉権を有しない。
 一 二十年未満の者
 二 禁治産者及び準禁治産者
 三 犯徒又は禁この刑に処せられ

てその執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(選舉事務管理者)

第八十一条 都道府県漁業調整委員会の委員の選舉に関する事務は、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第一百八十一條に規定する都道府県の選舉管理委員会が管

理する。

(選舉人名簿)

第八十二条 第七十九條第一項の市町村の選舉管理委員会は、命令の定めるところにより、申請に基いて、毎年二月一日現在で選舉人の選舉資格を調査し、都道府県漁業調整委員会選舉人名簿を調製しなければならない。

2 前項の場合において申請がないとき、又は申請に錯誤若しくは遗漏があるときは、選舉管理委員会は、職權で選舉人名簿に登載し、又は申請を補正することができ

る。

3 選舉人の年齢は、選舉人名簿確定の期日で算定する。

4 選舉人名簿には、選舉人の氏名及び生年月日(法人にあつては名称)並びに住所(第七十九條第一項の市町村の区域内に住所がない場合は事業場)等を記載しなければならない。

5 衆議院議員選舉法(大正十四年法律第四十七号)第十三條から第十七條まで(選舉人名簿)の規定は、第一項の選舉人名簿に準用する。この場合において、同法第十三條中「十一月五日」とあるのは「三月二十日」と、同法第十七條第一項中「十二月二十日」とあるのは

「五月五日」と、同條第二項中「二月十九日」とあるのは「五月四日」と読み替えるものとする。

(投票)

第八十三条 選舉は、投票によつて行う。

2 投票は、一人一票に限る。

3 投票は、選舉人がみずから投票所に行き、投票用紙に候補者一人

の氏名(法人にあつては名称)以下同じ)を自書して行わなければならぬ。但し、法人にあつては、その指示する者が行うものとし、この場合において必要な事項は、政令で定める。

4 投票用紙には、選舉人の氏名を記載してはならない。

(投票の無効)

第八十四条 左に掲げる投票は、無効とする。

一 成規の用紙を用いないもの。

二 候補者でない者の氏名を記載したもの。

三 二人以上の候補者の氏名を記載したもの。

四 被選舉権のない候補者の氏名を記載したもの。

五 候補者の氏名以外の事を記載したもの。但し、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

六 候補者の氏名を自書しないもの。

(当選人に不足を生じた場合)

第八十五条 左に掲げる事由の一が生じた場合において、同項の規定により當選人を定めることができないとき、又は同項の規定により當選人を定めてもなおその数が不足するとき(第七十八條第四項第一号の委員の任期満了前二箇月以内に當選人に不足を生じ、その不足が委員の欠員の数とあわせて二人以下である場合を除く。)は、都道府県の選舉管理委員会は、選

十五條第一項但書の得票者であつて当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選舉会を開き、その者の中から選人と定めることができない。

一 当選人が当選を辞したとき、又は死亡者であるとき。

2 当選人が第八十七条において準用する地方自治法第五十七條の規定により当選を失つたとき。

3 第八十七条において準用する地方自治法第六十六條第一項又は第四項の規定による異議の申立て又は訴訟の結果、当選人がなくなり、又は当選人がその選舉における委員の定数に達しなかつたとき。

4 当選人がないとき、又は当選人がその選舉における委員の定数に達しないときも又前二項と同様とする。

5 第八十六条 第七十八条第四項第一号の委員に欠員を生じた場合において、第八十七条において準用する地方自治法第五十五條第一項但書の得票者であつて当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選舉会を開き、その者の中から當選人を定めなければならない。

6 この場合においては、前條第一項但書の規定を準用する。

7 前項の委員に欠員を生じた場合において、同項の規定により當選人を定めなければならない。

8 (委員に欠員を生じた場合)

第九条 第七十八条第四項第一号の委員に欠員を生じた場合において、第八十七条において準用する

地方自治法第五十五條第一項但書の得票者であつて当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選舉会を開き、その者の中から當選人を定めなければならない。

9 この場合においては、前條第一項但書の規定により當選人を定めなければならない。

10 又は同項の規定により當選人を定めてもなおその数が不足するとき(第七十八條第四項第一号の委員の任期満了前二箇月以内に當選人に不足を生じ、その不足が委員の欠員の数とあわせて二人以下である場合を除く。)は、都道

府県の選舉管理委員会は、選

舉の期日を定めてこれを告示し、更に選舉を行わせなければならぬ。但し、同一人に関して前項各号に掲げるその他の事由により、又は第八十六條第二項の規定により選舉の期日を告示したときは、この限りでない。

11 方自治法第六十六條第一項又は第四項の規定による異議の申立て間異議の決定が確定しない間又は訴訟が裁判にかかっている間は、前項の選舉は、行うことができない。

12 又は第八十六條第二項の規定により選舉の期日を告示したときは、この限りでない。

13 第八十七条において準用する地

方自治法第六十六條第一項又は第四項の規定による異議の申立て間異議の決定が確定しない間又は訴訟が裁判にかかっている間は、前項の選舉は、行うことができない。

14 第八十六条 第七十八条第四項第一号の委員に欠員を生じた場合において、第八十七条において準用する

地方自治法第五十五條第一項但書の得票者であつて当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選舉会を開き、その者の中から當選人を定めなければならない。

15 この場合においては、前條第一項但書の規定により當選人を定めなければならない。

16 又は同項の規定により當選人を定めてもなおその数が不足するとき(第七十八條第四項第一号の委員の任期満了前二箇月以内に當選人に不足を生じ、その不足が委員の欠員の数とあわせて二人以下である場合を除く。)は、都道

府県の選舉管理委員会は、選

期日を定めてこれを告示し、選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関する前條第二項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

3 前條第三項の規定は、前項の選挙に準用する。

(地方自治法の準用)

第八十七條 地方自治法第十九條第四項(被選挙人の年齢の算定方法)、第二十一條(被選挙権を有しない者)、第二十四條第一項、第二項及び第四項(選挙期日)、第二十八條(投票区)、第二十九條(投票用紙の様式)、第三十三條(投票の拒否)、第三十四條(不在者投票)、第三十五條第一項(島等の投票箱送致の特例)、第三十六條第一項及び第三項(再投票)、第三十七條(投票に關する衆議院議員選挙法の準用)、第三十九條(開票管理者)、第四十條(投票区)、第五十三條第一項から第五十九條まで(開票及び選挙法の準用)、第三十八條本文(開票法の準用)、第五十二條まで(開票立会人)、第四十二條から第五十二条まで(開票及び選挙会)、第五十三条第一項から第五十八条第一項、及び第三項から第六項まで(候補者)、第五十五条(当選人の決定)、第五十七条(當選の失効)、第六十二条まで(當選人が定まつた場合の措置等)、第六十四条(全委員又は全當選人が欠けた場合の縛り)、第六十六条第一項、第三項、第四項及び第七項、第六十七条、第六十八条第二項及び第三項、第六十九條、第七十条(争訟)、第七十二条第一項及び第二項(選挙運動に関する衆議院議員選挙法の準用)並びに第七十三条(罰則)に関する衆議院選挙法の準用)の規定は、普通地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除く外、都道府県漁業調整委員会の委員の選挙に准用する。この場合において、地方自治法第十九條第四項中「前二項」とあるのは「漁業法(昭和年法律第号第八十條第一号)と、地方自治法第三十條第二項(本條において準用する同法第四十條及び第四十七條において準用する場合を含む。)中「十人」とあるのは「六人」と、同法第三十二條第三項中「第四十一條及び前二項」とあるのは「漁業法第八十三條第三項及び第八十四條」と、地方自治法第三十四條中「第三十二條第一項、第二項」とあるのは「漁業法第八十三條第三項」と、地方自治法第十條及び第四十七條中「第三十條」とあるのは「第三十條第一項から第七項から第九項まで、第七項から第十九項まで、第十項本文及び第十一項と、同法第六十四條中「第六十二条第一項」とあるのは「漁業法第八十一条若しくは第四十一條」と、地方自治法第六十条第三項中「第六十二条第一項」とあるのは「漁業法第八十五条第二項若しくは第四項」と、「前條第一項」とあるのは「同法第八十六条第二項」と、「第五十六条第二項」と、「第五十五条の規定にかかるわらず、第九十五条の規定にかかるわらず、その会議に出席して自己の資格に

選挙)、第六十六條第一項、第三項、第四項及び第七項、第六十七条、第六十八条第二項及び第三項、第六十九條、第七十条(争訟)、第七十二条第一項及び第二項(選挙運動に関する衆議院議員選挙法の準用)並びに第七十三条(罰則)に関する衆議院選挙法の準用)の規定は、普通地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除く外、都道府県漁業調整委員会の委員の選挙に准用する。この場合において、地方自治法第十九條第四項中「前二項」とあるのは「漁業法(昭和年法律第号第八十條第一号)と、地方自治法第三十條第二項(本條において準用する同法第四十條及び第四十七條において準用する場合を含む。)中「十人」とあるのは「六人」と、同法第三十二條第三項中「第四十一條及び前二項」とあるのは「漁業法第八十三條第三項及び第八十四條」と、地方自治法第三十四條中「第三十二條第一項、第二項」とあるのは「漁業法第八十三條第三項」と、地方自治法第十條及び第四十七條中「第三十條」とあるのは「第三十條第一項から第七項から第九項まで、第七項から第十九項まで、第十項本文及び第十一項と、同法第六十四條中「第六十二条第一項」とあるのは「漁業法第八十一条若しくは第四十一條」と、地方自治法第六十条第三項中「第六十二条第一項」とあるのは「漁業法第八十五条第二項若しくは第四项」と、「前條第一項」とあるのは「同法第八十六条第二項」と、「第五十六条第二項」と、「第五十五条の規定にかかるわらず、第九十五条の規定にかかるわらず、その会議に出席して自己の資格に

第一項乃至第三項」とあるのは「同法第八十五条第一項」と、「前條第二項」とあるのは「同法第八十六条第二項」と、「第六十一條第二項」とあるのは「漁業法第八十五条第二項」と、地方自治法第七十二条第一項及び第二項(選挙運動に関する衆議院議員選挙法の準用)並びに第七十三条(罰則)に関する衆議院選挙法の準用)の規定は、普通地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除く外、都道府県漁業調整委員会の委員の選挙に准用する。この場合において、地方自治法第十九條第四項中「前二項」とあるのは「漁業法(昭和年法律第号第八十條第一号)と、地方自治法第三十條第二項(本條において準用する同法第四十條及び第四十七條において準用する場合を含む。)中「十人」とあるのは「六人」と、同法第三十二條第三項中「第四十一條及び前二項」とあるのは「漁業法第八十三條第三項及び第八十四條」と、地方自治法第三十四條中「第三十二條第一項、第二項」とあるのは「漁業法第八十三條第三項」と、地方自治法第十條及び第四十七條中「第三十條」とあるのは「第三十條第一項から第七項から第九項まで、第七項から第十九項まで、第十項本文及び第十一項と、同法第六十四條中「第六十二条第一項」とあるのは「漁業法第八十一条若しくは第四十一條」と、地方自治法第六十条第三項中「第六十二条第一項」とあるのは「漁業法第八十五条第二項若しくは第四项」と、「前條第一項」とあるのは「同法第八十六条第二項」と、「第五十六条第二項」と、「第五十五条の規定にかかるわらず、第九十五条の規定にかかるわらず、その会議に出席して自己の資格に

関して弁明することはできるが、決定に加わることはできない。

3 第一項の規定による決定は、又書をもつてし、その理由をつけて本人に交付しなければならない。

4 第一項の規定による決定に不服がある者は、前項の交付を受けた日から三十日以内に、都道府県漁業調整委員会を被告として裁判所に出訴することができる。

5 委員は、第八十七條において準用する地方自治法第六十六条第一項、第四項若しくは第六十八条第二項又は本條第一項若しくは前項の規定による決定又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

(委員の任期)

第九十一条 都道府県漁業調整委員会の委員の任期は、二年とする。

(委員の解任)

第九十二条 都道府県漁業調整委員会は、特別の事由があるときは、第七十八条

第四項第一号の委員の総員の同意を得て、同項第二号又は第三号の委員を解任することができる。

(委員会の会議)

第九十三条 都道府県漁業調整委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の

4 会長は、議事録を作成し、これ決するところによる。

3 都道府県漁業調整委員会の会議は、公開する。

4 会員は、議事録を作成し、これ

5 会員は、自己又は同居の親族もつて、その代表者から都道府県の選挙管理委員会に対し、第七十

八條第四項第一号の委員の解職を

6 その会議に出席して自己の資格に

7 その会議に出席して自己の資格に

8 その会議に出席して自己の資格に

9 その会議に出席して自己の資格に

10 その会議に出席して自己の資格に

11 その会議に出席して自己の資格に

12 その会議に出席して自己の資格に

13 その会議に出席して自己の資格に

14 その会議に出席して自己の資格に

15 その会議に出席して自己の資格に

16 その会議に出席して自己の資格に

17 その会議に出席して自己の資格に

18 その会議に出席して自己の資格に

19 その会議に出席して自己の資格に

20 その会議に出席して自己の資格に

21 その会議に出席して自己の資格に

選挙人名簿確定の日ににおいてこれに登載された者とし、その総数の三分の一の数は、都道府県の選挙管理委員会において、選挙人名簿をもつてし、その理由をつけて本人に交付しなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、書をもつてし、その理由をつけて本人に交付しなければならない。

4 第一項の規定による決定に不服がある者は、前項の交付を受けた日から三十日以内に、都道府県漁業調整委員会を被告として裁判所に出訴することができる。

5 委員は、第八十七條において準用する地方自治法第六十六条第一項、第四項若しくは第六十八条第二項又は本條第一項若しくは前項の規定による決定又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

(委員の解任)

第九十二条 都道府県漁業調整委員会は、特別の事由があるときは、第七十八条

第四項第一号の委員の総員の同意を得て、同項第二号又は第三号の委員を解任することができる。

(委員会の会議)

第九十三条 都道府県漁業調整委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の

4 会長は、議事録を作成し、これ

5 会員は、自己又は同居の親族もつて、その代表者から都道府県の選挙管理委員会に対し、第七十

八條第四項第一号の委員の解職を

6 その会議に出席して自己の資格に

7 その会議に出席して自己の資格に

8 その会議に出席して自己の資格に

9 その会議に出席して自己の資格に

10 その会議に出席して自己の資格に

11 その会議に出席して自己の資格に

12 その会議に出席して自己の資格に

13 その会議に出席して自己の資格に

14 その会議に出席して自己の資格に

15 その会議に出席して自己の資格に

16 その会議に出席して自己の資格に

17 その会議に出席して自己の資格に

18 その会議に出席して自己の資格に

19 その会議に出席して自己の資格に

20 その会議に出席して自己の資格に

21 その会議に出席して自己の資格に

22 その会議に出席して自己の資格に

23 その会議に出席して自己の資格に

24 その会議に出席して自己の資格に

25 その会議に出席して自己の資格に

26 その会議に出席して自己の資格に

27 その会議に出席して自己の資格に

28 その会議に出席して自己の資格に

選挙人名簿確定の日ににおいてこれに登載された者とし、その総数の三分の一の数は、都道府県の選挙管理委員会において、選挙人名簿をもつてし、その理由をつけて本人に交付しなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、書をもつてし、その理由をつけて本人に交付しなければならない。

4 第一項の規定による決定に不服がある者は、前項の交付を受けた日から三十日以内に、都道府県漁業調整委員会を被告として裁判所に出訴することができる。

5 委員は、第八十七條において準用する地方自治法第六十六条第一項、第四項若しくは第六十八条第二項又は本條第一項若しくは前項の規定による決定又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

(委員の解任)

第九十二条 都道府県漁業調整委員会は、特別の事由があるときは、第七十八条

第四項第一号の委員の総員の同意を得て、同項第二号又は第三号の委員を解任することができる。

(委員会の会議)

第九十三条 都道府県漁業調整委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の

4 会長は、議事録を作成し、これ

5 会員は、自己又は同居の親族もつて、その代表者から都道府県の選挙管理委員会に対し、第七十

八條第四項第一号の委員の解職を

6 その会議に出席して自己の資格に

7 その会議に出席して自己の資格に

8 その会議に出席して自己の資格に

9 その会議に出席して自己の資格に

10 その会議に出席して自己の資格に

11 その会議に出席して自己の資格に

12 その会議に出席して自己の資格に

13 その会議に出席して自己の資格に

14 その会議に出席して自己の資格に

15 その会議に出席して自己の資格に

16 その会議に出席して自己の資格に

17 その会議に出席して自己の資格に

18 その会議に出席して自己の資格に

19 その会議に出席して自己の資格に

20 その会議に出席して自己の資格に

21 その会議に出席して自己の資格に

22 その会議に出席して自己の資格に

23 その会議に出席して自己の資格に

24 その会議に出席して自己の資格に

一 漁業者及び漁業従事者の代表者十人

二 学識経験のある者五人

5 委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が命ずる。

(委員の解任)

第一百六條 内閣総理大臣は、農林大臣の申出により、両議院の同意を得て、中央漁業調整審議会の委員を解任することができる。

(準用規定)

第一百七條 第七十八條第五項から第八項まで(漁業調整委員会の専門委員及び書記又は補助員)、第八十九條(委員の辞職の制限)、第九十一條第一項、第三項及び第四項(委員の任期)並びに第九十四條から第九十六條まで(会議及び議決の再議)の規定は、中央漁業調整審議会に準用する。この場合において、第七十八條第五項及び第七十九條「都道府県知事」とあるのは「農林大臣」と読み替えるものとする。

第六節 雜則

(選舉管理委員会の監督)

第一百八條 都道府県の選舉管理委員会は、この法律により市町村の選舉管理委員会の権限に属させた事項につき市町村の選舉管理委員会を指揮監督する。

2 農林大臣及び全国選舉管理委員会は、この法律により都道府県の選舉管理委員会の権限に属させた事項につき都道府県の選舉管理委員会を指揮監督する。

3 地方自治法第一百五十一條第一項(都道府県知事の取消権)の規定

は、前二項の場合に準用する。(報告徵收等)

第一百九條 漁業調整委員会又は中央漁業調整審議会は、その所掌事項を処理するため必要があると認めるとときは、漁業者、漁業従事者その他漁業関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又はその委員若しくは漁業調整委員会若しくは中央漁業調整審議会の事務に従事する者をして漁場、事業場又は事務所について所要の調査をさせることができる。

2 漁業調整委員会又は中央漁業調整審議会は、その所掌事項を処理するために必要があると認めるとときは、その委員又は漁業調整委員会若しくは中央漁業調整審議会の事務に従事する者として他の土地に立ち入つて測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させることができ。但し、これによつて生じた損失は、補償しなければならない。

(漁業調整委員会に対する行政手続の監督)

第一百十條 農林大臣は、漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会に対し、都道府県知事は、都道府県漁業調整委員会及び地区漁業調整委員会に對し、監督上必要な命令又は处分をすることができる。

(漁業調整委員会の費用)

第一百十一條 都道府県漁業調整委員会及び地区漁業調整委員会に對する費用は、都道府県の負担とする。但し、国は、予算の範囲内に

おいてその費用の全部又は一部に相当する金額を都道府県に交付することができる。

2 連合漁業調整委員会に関する費用は、国の負担とする。但し、関係都道府県に対し、その費用の全部又は一部に相当する金額を分担させることができる。

3 瀬戸内海連合漁業調整委員会等及び中央漁業調整審議会の費用は、国の負担とする。

(委任規定)

第一百十二條 本章に規定するもの

外、漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会に關して必要な事項

(第六章 土地及び土地の定着物の使用)

(土地の使用及び立入等)

(漁業者、漁業協同組合の使用)

又は漁業協同組合連合会は、土地又は土地の定着物が海草乾場、船揚場、漁舍その他漁業上の施設と

は、政令で定める。

(第六章 土地及び土地の定着物の使用)

(土地の使用及び立入等)

又は漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、左に掲げる目的のために必要があるとき、都道府県知事の許可を受け、都道府県知事の許可を受けて、当該土地又は当該定着物の所有者その他

これに関して権利を有する者に対し、これを使用する権利(以下「使用権」という。)の設定に関する協議を求めることができる。

2 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、同項の土地又は土地の定着物の所有者その他

これに関して権利を有する者に対し、これを使用する権利(以下「使用権」という。)の設定に関する協議を求めることができる。

3 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、同項の土地

又は土地の定着物の所有者その他

これに関して権利を有する者に対し、これを使用する権利(以下「使用権」という。)の設定に関する協議を求めることができる。

4 前項の通知を受けた後は、土地

が必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採し、その他障害物を除去することができる。

2 連合漁業調整委員会がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

3 前三條の行為をする者は、あらかじめ、その旨を土地の所有者は占有者に通知し、且つ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

4 前三條の行為をする者は、土地の形質を変更し、又は当該定着物を損壊し、若しくは除去してはならない。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

5 前項の許可があつたときは、都道府県知事は、都道府県漁業調整委員会(北海道にあつては地区漁業調整委員会(北海道にあつては地区漁業調整委員会))の裁定を申請することができる。但し、同項の許可を受けた日から二箇月を経過したときは、この限りでない。

6 前項の規定による裁定の申請があつたときは、都道府県漁業調整委員会(北海道にあつては地区漁業調整委員会(北海道にあつては地区漁業調整委員会))は、当該申請に係る土地又は土地の定着物の所有者にその旨を通知し、且つ、これを公示しなければならない。

7 第一項の規定による裁定の申請に係る土地又は土地の定着物の所

又は土地の定着物の所有者その他の土地の定着物の所有者その他の権利を有する者は、これに関する権利を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

2 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

3 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

4 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

5 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

6 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

7 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

8 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

9 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

10 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

11 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

12 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

13 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

14 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

15 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

16 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

17 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

18 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

19 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

20 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

21 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

22 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

23 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

24 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

25 第一項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす處がない場合を除き、都道府県はならぬ。但し、その協議がとつ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

中その漁業を営んだ者

四 第四十六條第一項の規定に違反した者

五 指定漁業の許可を受けた者であつて第五十八條の規定に違反した者

六 第六十五條、第六十六條又は第六十七條の規定に違反した者

第七百二十六條、左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第九條第二項の規定に違反した者

二 第六十二條第一項の規定に違反した者

三 第六十八條第一項若しくは第六十九條第一項の規定に違反した者

四 第七十一條第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第七十二條法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する行為をして、行為者を罰する

六 第七十三條第一項若しくは第六十四條第一項若しくは第六十五條第一項の規定に違反した者

七 第七十九條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八 第一百二十一條第二項の規定による当該官吏吏員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第一百二十九條第一項の規定による、當該官吏吏員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

十 第一百三十條第一項又は前條第一項若しくは第二号の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品及び漁具は、没収することができる。但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

十一 第二十條第二項の規定に違反して定置漁業権又は区画漁業権を抵当権の目的とした者

一二 第二十一條第一項又は第二十條第一項の規定に違反して定置漁業権若しくは区画漁業権又

第百二十七條 第百二十五條又は前條第一号若しくは第二号の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品及び漁具は、没収することができる。但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができる。

第百二十八條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百二十九條 第百二十五條、第一百二十九條又は前條第一号から第四号までの罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第百三十條 漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、二万円以下の罰金に処する。

二 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第百三十一條 左の各号の一に該当

は共同漁業権を譲渡の目的とした者

三 第二十九條第一項の規定に違反して漁業権を貸付の目的とし、又は同條第四項の規定により漁業権の貸付の認可を受けた者

四 第六十二條第二項の規定に基づく命令による許可を受けないで漁業を営んだ者

五 第七十一條第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

六 第七十二條法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する行為をして、行為者を罰する

七 第七十九條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八 第一百二十一條第二項の規定による当該官吏吏員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第一百二十九條第一項の規定による、當該官吏吏員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

一〇 第一百三十條第一項又は前條第一項若しくは第二号の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品及び漁具は、没収することができる。但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができる。

一一 第二十條第二項の規定に違反して定置漁業権又は区画漁業権を抵当権の目的とした者

一二 第二十一條第一項又は第二十條第一項の規定に違反して定置漁業権若しくは区画漁業権又

する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十三條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二 第六十四條の規定に基く指示に違反した者

三 第六十九條の規定に基く命令に違反した者

四 漁場又は漁具の標識を移転し、汚損し、又はこわした者

五 第百三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する行為をして、行為者を罰する

六 第百三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する行為をして、行為者を罰する

七 第百三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する行為をして、行為者を罰する

八 第一百三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する行為をして、行為者を罰する

九 第一百三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する行為をして、行為者を罰する

一〇 第一百三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する行為をして、行為者を罰する

一一 第一百三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する行為をして、行為者を罰する

一二 第一百三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する行為をして、行為者を罰する

一三 第一百四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する行為をして、行為者を罰する

一四 第一百四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する行為をして、行為者を罰する

法による定置漁業権、区画漁業権又は共同漁業権として新法により免許があつたものとみなして、新法を適用する。但し、漁業法（明治三十四年法律第三十四号）施行前からの慣行による専用漁業権（市、町、村、町村組合又は財産区の有する附則第五項に規定するもの）を除く。以下慣行専用漁業権

（市、町、村、町村組合又は財産区の有する附則第五項に規定するもの）は、この限りでない。

一 前項の規定により新法によつて免許があつたものとみなされる漁業の存続期間は、従前の存続期間とし、その期間の起算は、従前の起算の日から起算する。但し、左の各号の一に該当する漁業権の存続期間については、新法施行の日から二年間、存続するものとし、旧法施行の際現に存するもののうち新法に定める漁業権に該当しないもの及び新法施行の際、現に存する慣行専用漁業権は、新法施行の日から二年間、存続するものとし、新法による漁業権であつて、新法施行の際現に存するもののうち

一 旧法による漁業権である漁業権の存続期間が満了した、同法第六條第二項の規定による存続期間の更新は行わないものとし、旧法

二 旧法による漁業権である漁業権の存続期間が満了した、同法第五十八条中「千円以下の罰金」とあるのは、「二十二万円以下の罰金」と、旧法第六十条中「五百円」とあるのは、「二

三 旧法による漁業権の存続期間が満了した、同法第三条の規定によりその存続期間が満了しないものとせられたるもの

四 旧法による漁業権の存続期間が満了した、同法第十三年法律第二百二十号）施行後その存続期間が満了し、同法第三条の規定によりその存続期間が満了しないものとせられたもの

五 旧法による漁業権の存続期間が満了した、同法第十三年法律第二百二十号）施行後その存続期間が満了し、同法第三条の規定によりその存続期間が満了するもの

六 旧法による漁業権の存続期間が満了した、同法第十三年法律第二百二十号）施行後その存続期間が満了し、同法第三条の規定によりその存続期間が満了するもの

七 旧法による漁業権の存続期間が満了した、同法第十三年法律第二百二十号）施行後その存続期間が満了し、同法第三条の規定によりその存続期間が満了するもの

八 旧法による漁業権の存続期間が満了した、同法第十三年法律第二百二十号）施行後その存続期間が満了し、同法第三条の規定によりその存続期間が満了するもの

九 旧法による漁業権の存続期間が満了した、同法第十三年法律第二百二十号）施行後その存続期間が満了し、同法第三条の規定によりその存続期間が満了するもの

一〇 旧法による漁業権の存続期間が満了した、同法第十三年法律第二百二十号）施行後その存続期間が満了し、同法第三条の規定によりその存続期間が満了するもの

一一 旧法による漁業権の存続期間が満了した、同法第十三年法律第二百二十号）施行後その存続期間が満了し、同法第三条の規定によりその存続期間が満了するもの

一二 旧法による漁業権の存続期間が満了した、同法第十三年法律第二百二十号）施行後その存続期間が満了し、同法第三条の規定によりその存続期間が満了するもの

る漁業権であつて、新法施行の際に貸付中のものは、新法施行の日に、当該貸付につき、二年（新

法施行の日において貸付の残存期間が二年未満のものについてはその残存期間の貸付期間をもつて、第二十九條第一項の認可があつたものとみなす。

一 旧法による漁業権であつて、新法施行の際現に存するもののうち新法に定める漁業権に該当しないもの及び新法施行の際、現に存する慣行専用漁業権は、新法施行の際に貸付中のものは、新法施行の日に、当該貸付につき、二年（新

法施行の日において貸付の残存期間が二年未満のものについてはその残存期間の貸付期間をもつて、第二十九條第一項の認可があつたものとみなす。

二 旧法による漁業権であつて、新法施行の際に貸付中のものは、新法施行の日に、当該貸付につき、二年（新

法施行の日において貸付の残存期間が二年未満のものについてはその残存期間の貸付期間をもつて、第二十九條第一項の認可があつたものとみなす。

三 旧法による漁業権であつて、新法施行の際に貸付中のものは、新法施行の日に、当該貸付につき、二年（新

法施行の日において貸付の残存期間が二年未満のものについてはその残存期間の貸付期間をもつて、第二十九條第一項の認可があつたものとみなす。

四 旧法による漁業権であつて、新法施行の際に貸付中のものは、新法施行の日に、当該貸付につき、二年（新

法施行の日において貸付の残存期間が二年未満のものについてはその残存期間の貸付期間をもつて、第二十九條第一項の認可があつたものとみなす。

五 旧法による漁業権であつて、新法施行の際に貸付中のものは、新法施行の日に、当該貸付につき、二年（新

法施行の日において貸付の残存期間が二年未満のものについてはその残存期間の貸付期間をもつて、第二十九條第一項の認可があつたものとみなす。

六 旧法による漁業権であつて、新法施行の際に貸付中のものは、新法施行の日に、当該貸付につき、二年（新

法施行の日において貸付の残存期間が二年未満のものについてはその残存期間の貸付期間をもつて、第二十九條第一項の認可があつたものとみなす。

七 旧法による漁業権であつて、新法施行の際に貸付中のものは、新法施行の日に、当該貸付につき、二年（新

第三十一條、第三十三條又は前條」とあるのは、「旧法第二十二条、第二十四条、第二十五条又は新法第三十二条」と読み替えるものとする。

9 新法施行の際現に旧法による専用漁業権を目的とする先取特権及び抵当権がある場合には、その先取特権及び抵当権は、なお従前の例によりその効力を有する。

10 設定行為による入漁権であつて、新法施行の際現に存続するものは、新法施行もなお存続するものとして、新法を適用する。但し、その存続期間は、従前の存続期間とし、その期間の起算は、従前の起算の日から起算する。

11 新法施行の際、現に存する漁業法(明治三十四年法律第三十四号)施行前の慣行に基く入漁権(以下慣行入漁権といふ。)は、新法施行の日から二年間存続するものとし、旧法を適用する。但し、旧法第六十條中「五百円」とあるのは「二万円」と読み替えるものとする。

12 前項の規定により旧法を適用する入漁権に對しては第四章(漁業調整)第五章(漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会)、第一百二十三条(報告徵收等)及び第一百二十條(管轄の特例)並びにこれらに關する罰則の規定を適用する。

13 漁業の免許を除き、旧法の規定に基いてした許可、その他の処分であつて、新法施行の際現に効力を有するものは、当該行政庁が新法の規定に基いてすることができるものに限り、これに基いてした

ものとみなす。

14 前項の規定により新法に基いてしたものとみなされる許可その他の处分の有効期間は、従前の有効期間とし、その期間の起算は、従前の起算の日から起算する。但し、以西機船底びき網漁業(トロール漁業及び農林大臣の指定する漁業を除く外、総トン数五十トン以上のスクリューを備える船舶により底びき網を使用して営む漁業であつて北緯二十五度以北、東経百三十度以西の海面(但し、北緯十六度以北の日本海を除く。)において営むものをいう。以下同じ。)の許可のうち、農林大臣が中央漁業調整審議会の意見を聞いて指定するものは、昭和二十五年六月三十日限りその効力を失う。

15 前項但書の規定による指定については、第六十一条第二項(許可定数の減少)の規定を準用する。

16 旧法第三十四条又は第三十五条の規定に基いて発した命令とは、新法に基いて発した命令とみなす。但し、新法に特に規定するものは又は新法の規定に抵触するもの又はこの限りでない。

17 旧法により作製した免許漁業簿は、新法により作製した免許漁業原簿とみなし、旧法施行前免許漁業原簿に登録した事項は、新法又は新法に基いて発する命令により登録することができるものに限り、これにより登録したものとみなす。

18 新法施行前にした訴願について

19 政府は、左の各号に掲げる場合においては、漁業権若しくはこれを目的とする入漁権、質借権若しくは使用貸借による借主の権利を有する者は附則第十三項但書の規定はより効力を失つた以西機船底びき網漁業の許可を受けていた者に対して、別に法律の定めるところにより、補償金を交付する。

20 附則第三項又は第七項の規定により、新法施行後存続する旧法による漁業権が、新法に定める漁業権の取消原因であつて、旧法に定のなかつたものにより取り消されたとき。

21 旧法による漁業権であつて、新法施行の日においてその残存期間が二年を超えるものが、附則第六項の規定により新法施行後二年の経過によつて消滅したとき。

22 第五章の規定の施行後最初に行う都道府県漁業調整委員会及び地区漁業調整委員会の委員の選舉の期日は、政令で定める。

23 前項の規定による選舉に必要な選舉人名簿に関する第八十二條に規定する期日又は期間によることができないときは、同條の規定にかかわらず、政令で定める期日又は期間によることができる。

24 第五章の規定の施行後最初に選舉され、又は選任された都道府県漁業調整委員会、瀬戸内海連合漁業調整委員会等、地区漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会の委員の任期は、第九十一條第一項(第四條及び第七條において準用する場合を含む。)又は第一百四十五項の規定にかかるわらず、

25 第五章の規定の施行後漁業調整委員会が設置されるまでの間は、都道府県知事は、第七十九條第三項(選舉権及び被選舉権の範囲の拡張又は限定)の規定にかかるわらず、都道府県漁業調整委員会の意見を聞くことを要しない。

26 新法施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

27 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のよう改正する。

第七條の六を次のように改め
(その他の附屬機関)
第七條の六 左の上欄に掲げる機関は、水産庁の附屬機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
水産物規格審議会	水産物の規格の審査その他指定農林物資検査法(昭和二十三年法律第二百十号)に規定する権限を行うこと。
漁船再保險審査会	漁船保險法(昭和十二年法律第二十三号)により政府の行う再保險に関する事項を審査すること。
中央漁業調整審議会	水産物の規格の審査その他指定農林物資検査法(昭和二十三年法律第二百十号)に規定する権限を行うこと。
瀬戸内海連合漁業調整委員会	行に関する重要な事項を審議すること。
紀伊水道における漁業調整等漁業法規定する権限を行うこと。	規定期限を行うこと。

28 政府は、漁業権者又は漁業の許可を受けた者から、免許料又は許可料を徵収することができる。

組合、」に改める。

(旧法の罰則の適用)

32 新法施行前(附則第七項に規定する漁業権及びこれについて現に存し、又はあらたに設定される入漁権については、同項の規定により効力を有する旧法の失効前にした行為の処罰については、附則第二項の規定にかかわらず、なお

従前の例による。

33 農林大臣が、日光養魚場の用に供されている国有財産の所管換を受ける場合には、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十五條(異なる会計間の所管換等)の規定にかかわらず、無償とする。